**防火対象物使用開始届出書**

　防火対象物を新築、増築、改築、用途変更し、使用を開始する場合に届出するものです。使用を開始する日の7日前までに届出する必要があります。

　届出後、使用を開始する前に管轄署による立入検査を実施します。

届出・申請方法

|  |  |
| --- | --- |
| 窓口及び郵送 | 電子申請 |
| 消防本部予防課または  最寄りの消防署・各分署で受付可 | 可 |

届出先及び届出・申請手順

　●届出先

　　消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署

　●届出・申請手順

**１．窓口に提出する場合（持参する書類等）【各２部（正・副）】**

* 防火対象物使用開始届出書
* 防火対象物棟別概要追加書類（使用を開始する防火対象物が複数棟ある場合）
* 防火対象物の案内図、配置図、平面図等の図面
* 設置された消防用設備等の設置図面

**▲注意事項**

・窓口での受付は、午前8時３０分～午後5時１５分となります。（消防本部予防課での受付は、土、日、休日及び年末年始を除く上記の時間。）

・使用を開始する前に、管轄署による立入検査を実施しますので、あらかじめ、または受付時に日程について相談してください。

**２．郵送する場合（封入する書類等）【各２部（正・副）】**

* 上記「１．窓口に提出する場合」に記載の書類等
* 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

**▲注意事項**

・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合があります。

・使用を開始する前に、管轄署による立入検査を実施しますので、あらかじめ日程について相談をするか、または、受付後に日程調整のご連絡をさせていただきます。

**３．電子申請する場合【各届出書1部（正）】**

* 上記「１．窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署のメールアドレス宛に送付してください。

　　▲**注意事項**

・使用を開始する前に、管轄署による立入検査を実施しますので、あらかじめ日程について相談をするか、または、受付後に日程調整のご連絡をさせていただきます。

・その他、電子申請に関する注意事項についてはホームページをご確認ください。

その他

　・増築、改築、用途変更の場合、消防用設備等の新設、増設及び変更等が必要となる場合がありますので、事前に消防本部予防課に相談してください。

問い合わせ先

消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署

電話番号等の連絡先は、[消防本部・消防署　総合案内](https://www.city.sakata.lg.jp/bousai/syobokyukyu/syobohonbugaiyo/fire-information.html)でご確認ください。